

平成28年度第9回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会
化学物質審議会第164回審査部会・平成28年度化学物質審議会第3回安全対策部会
第171回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第2部】

1. 日 時 平成29年1月31日（火） 15:20～15:30
2. 場 所 中央合同庁舎5号館18階 専用第22会議室
3. 議題
(1) 一部の解離性物質の扱いについて

○環境省（MOE）事務局 時間になりましたので、これより第2部を開始したいと思います。

第2部は、化学物質審議会につきまして、安全対策部会と審査部会の合同部会となっております。

化学物質審議会審査部会は、開催に必要な定足数を満たしていることを御報告いたします。

第2部の議事進行につきましても、白石委員長に引き続きお願いしたいと思います。

先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

○白石委員長 それでは、優先評価化学物質を構成部分に含む塩の優先評価化学物質の指定について、事務局より説明をお願いします。

○経済産業省（METI）事務局 「優先評価化学物質を構成部分に含む塩の優先評価化学物質指定について（案）」を御覧下さい。

昨年10月の3省合同審議会では、優先評価化学物質に指定されている（1-ヒドロキシエタン-1,1-ジイル）ジホスホン酸——「HP」と呼びます——を構成部分に含むカリウム塩——「KP」と呼びます——について、新規化学物質の届出に基づき化審法第4条第1項の判定が行われましたが、その有害性情報及び暴露情報を用いたスクリーニング評価については、HPや一般化学物質であるナトリウム塩——「NaP」と記載します——との関係を十分整理できずに、結論を出すことができませんでした。

未公示審議化学物質KP、優先評価化学物質HP及び一般化学物質NaPは水中で解離する物質であり、一般環境中における存在形態がほぼ同一の解離状態と見なされ、人毒性及び生態毒性について同等性に関する知見が得られております。

また、KPは製造・輸入が予定されている物質であり、NaPの製造・輸入数量はHPよりかなり少ないものの、これら3物質は水処理剤として代替関係にあり、使用時における環境への排出経路が共通しております。

このため、これら3物質を、リスク評価をまとめて行う単位とすることとし、またKP及びNaPを優先評価化学物質に指定することとしたいと思います。

めぐりまして、表がありますけれども、現在、優先通し番号123に指定されておりますHPに加え、ナトリウム塩及びカリウム塩を追加で優先指定したい、その判定案になっております。

御審議よろしくお願ひいたします。

○白石委員長 それでは、今の説明につきまして御質問がございましたら、お手元のネームプレートお立てください。

○吉岡委員 つまらないことですが、表題の塩というのは酸を構成部分に含んでいると考える

のでしょうか。構造上解離して同じ形になるというのはわかります。

○METI事務局 ここでは塩というものに関しまして、ホスホン酸のカリウム塩とナトリウム塩のことを言っています、水中で解離するかどうかということではなく、物質として見たときに、優先物質の構成成分であるホスホン酸を含んでいるという意味で書いております。

○白石委員長 一般的に書いているということですね。解離する、しないにかかわらず。

○METI事務局 そうです。ですから水中に入れるか入れないかといったことではなく、物質を表現するときに共通のホスホン酸の構造部分を持っているということを行っています。

○白石委員長 今後こういった形で何か議論を進めたいということがあるのでしょうか。大きな単位になっていますけれども。

○METI事務局 化審法の運用通知の中では、共通の構造式を示すときにこういった構成部分という表現を使っていますので、そちらのほうから表現ぶりを引用しまして、今回用いさせていただきます。

○白石委員長 化審法の用語みたいです。

○吉岡委員 仕方がない。

○高月委員 この場合、おっしゃるとおりの塩ということですが、この場合だとナトリウム、それからカリウムだけを優先物質にするということですね。考えられるものとしては、他にもカチオン的なものとの塩をつくるものは沢山ある可能性があると思うんですけれども、それについてはどういう取り扱いにするのでしょうか。

○METI事務局 このものに関しまして、既に優先物質に指定されている酸のほかには、既存化学物質としてはナトリウム塩しかございません。あと新規化学物質としてカリウム塩が出てきておりますので、それ以外の金属塩に関しましては、新規化学物質としての届出がない限り製造・輸入はできませんので、現在、ホスホン酸に関しての他の物質が製造・輸入されていることはございません。

○高月委員 他のものは、これはもう含まれないと理解してよろしいわけですか。

気になっているのが、例えば今、POP sのほうで問題になっているものにPFOAがございます。これは環境中で変化してPFOAになるものについて、親物質についてもひよっとしたらPOP sの対象物質になるかもしれないといった動きになってはいますが、これも同じように、ほかのカチオンがくっついたものもひよっとしたら環境中では陰イオンのほうになるわけですね。そういったものについて今後どのように取り扱っていくのか、一般的な法則はわかりませんけれども。

OMETI事務局 PFOAのものに関して一特物質に指定するというのであれば、目的とするものが全て入るような形で名前は付けていくことになると思っております。

今回のものに関しましては、あくまでも製造・輸入している対象物質に限っておりますので、特にそれ以外のものを指定しなくても、この3つの物質を指定することによって製造・輸入されているものはカバーできていると思います。

もし今おっしゃっていることが、金属塩については新規物質の届出がない限り製造・輸入はできないですけれども、それ以外の、例えば付加塩等に関する御質問だとすると、それは私どものほうで今、そういったものが製造・輸入されているという事実は把握できていないのですが、もし製造・輸入されているとすると、それは運用通知の中で、先ほどあったヒドラジンと同じような形で、新規化学物質ではなく同じホスホン酸のものとして扱いますので、優先物質としての届出が出てくることになります。

○白石委員長 よろしいでしょうか。他、いかがでしょうか。特にございませんか。

ないようでしたら、資料の3物質を1つの評価単位として扱うということと、略語でKP及びNaPを優先評価化学物質に指定するということがよろしいでしょうか。既に酸のほうは優先評価化学物質になっている。

(異議なし)

○白石委員長 どのような形で告示するかは決まっているのですか。それはまだですか。それは事務局で対応していただくということでしょうか。

OMETI事務局 今、検討中ではありますが、現在の検討段階では、もともとのホスホン酸以外にナトリウム塩、カリウム塩を別の物質として指定することを予定しております。ただ、評価としては一緒に行うということで、現在のところ考えております。

○白石委員長 わかりました。

そのようなことで、御異議ございませんでしょうか。

OMOE事務局 すみません、少し補足させていただきたいのですが、ナトリウム塩、カリウム塩を別途指定することに関しましては、必ずしも今、3省の合意がとれているものではございませんので、相談して決めていきたいということにさせていただきたいと思っております。

○白石委員長 いずれにしても、カリウム塩、ナトリウム塩を優先評価化学物質として指定するということが、その指定の仕方については事務局で対応いただくということでしょうか。

(異議なし)

○白石委員長 では、本件に関しましては特段修正意見等ございませんので、優先評価化学物質としてこの2物質を指定することにしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

それでは、第2部はこれで終了でしょうか。他に何かございますでしょうか。

○MOE事務局 特段ございませんけれども、合同審議会第3部の審議につきまして、御連絡させていただきます。

この後、約10分の休憩を挟みまして、準備が整い次第、3時40分頃を目途に開始したいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

なお、第3部からは、化学物質審議会につきましては審査部会として審議会を開催することといたします。

新規化学物質の審査等でございますので、第3部につきましても非公開とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、約10分後の3時40分までにお席にお戻りいただければと思えます。よろしくお願ひいたします。

○白石委員長 では、以上をもちまして合同審議会第2部を終了いたします。